

釧路川水防連絡協議会規約

(名称)

第1条

本会は、釧路川水防連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条

この協議会は、釧路開発建設部が管理する一級河川の水害防止を図るため、重要水防箇所への周知、河川水防情報等の提供等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。

(事業)

第3条

この協議会は次の事業を行う。

- (1) 重要水防箇所への周知に関する事。
- (2) 水防情報、水防警報、洪水予警報の連絡に関する事。
- (3) 合同の河川巡視に関する事。
- (4) 水防訓練に関する事。
- (5) 水防資材の整備状況に関する事。
- (6) 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関する事。
- (7) 減災の取組に関する事。
- (8) その他。

(組織)

第4条

協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

- 2 協議会に委員会、幹事会をおく。
- 3 協議会に、別に定める部会をおくことができる。

(役員)

第5条

協議会には次の役員をおく。

会長 1名、 幹事長 1名、 委員 若干名、 幹事 若干名

(会長)

第6条

会長は釧路開発建設部長とし、協議会を代表として会務を統轄する。

(委員及び委員会)

第7条

委員は関係機関の長をもってあてる。

- 2 委員会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第8条

幹事長は釧路開発建設部次長とし、会長の下にあって幹事会を運営し、会

務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第9条

幹事は関係機関の担当部局長並びに担当課所長をもってあてる。

2 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

3 幹事会の事業は委員会に報告し、その承認を受ける。

(事務局)

第10条

協議会の事務局は、釧路開発建設部治水課におく。

(雑則)

第11条

この規約に定めるものを除くほか必要な事項については、委員会の決定による。

(附則)

この規約は、昭和57年7月23日から施行する。

平成11年4月23日一部改正

平成17年4月27日一部改正

平成18年4月27日一部改正

平成20年4月23日一部改正

平成22年4月27日一部改正

平成23年4月27日一部改正

平成25年5月13日一部改正

平成28年4月27日一部改正

釧路川水防連絡協議会構成員

| 組 織 別 | 委 員 会 | 幹 事 会 |
|---------------------|----------|---|
| 釧路開発建設部 | 部 長（会 長） | 次長（幹事長） 公物管理課長 施設整備課長 治水課長 防災対策官 釧路河川事務所長 |
| 釧路地方气象台 | 台 長 | 防災管理官 |
| 釧路総合振興局 | 局 長 | 地域創生部地域政策課 主幹（地域行政） 釧路建設管理部 事業室長、用地管理室長 維持管理課長、治水課長 |
| 釧 路 市 | 市 長 | 総務部防災危機管理監 消防本部警防課長 |
| 標 茶 町 | 町 長 | 総務課長 |
| 弟 子 屈 町 | 町 長 | 総務課長 |
| 釧 路 町 | 町 長 | 総務課長 |
| 鶴 居 村 | 村 長 | 総務課長 |
| 北 海 道 警 察 釧路方面本部 | 本 部 長 | 警備課長 |
| 釧路東部消防組合 釧路消防署 | 署 長 | 副署長 |
| 釧路北 部 消防事務組合 | 消 防 長 | 消防課長 |
| 事 務 局 | 釧路開発建設部 | 治水課長（事務局長） 治水課上席治水専門官 |

釧路川減災対策部会設置要領

(名称)

第1条 本会は、「釧路川減災対策部会（以下「部会」という）と称する。

(目的)

第2条

部会は、過去の出水の教訓を踏まえ、釧路川等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、釧路川水防連絡協議会規約第4条第3項に基づき設置するものである。

(部会の構成)

第3条

部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は釧路開発建設部長をあてる。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をさせることができる。

(幹事会の構成)

第4条

部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は釧路開発建設部次長（河川・道路）をあてる。

4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

5 幹事会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会へ報告する。

6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(実施事項)

第5条

部会等は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条

部会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を部会へ報告することにより公開と見なす。

(部会資料等の公表)

第7条

部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする、ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条

部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、釧路開発建設部治水課に置く。

3 部会の運営、進行又は招集は事務局が行う。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条

この要領に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定め協議会に報告するものとする。

(附則)

第10条

この要領は、平成28年4月27日から施行する。

釧路川減災対策部会構成員

| 組 織 別 | 部 会 | 幹 事 会 |
|---------|-------------|---|
| 釧路開発建設部 | 部 長 (会 長) | 次長(幹事長) 治水課長 防災対策官 釧路河川事務所長 |
| 釧路地方气象台 | 台 長 | 防災管理官 |
| 釧路総合振興局 | 局 長 | 地域創生部地域政策課 主幹(地域行政) 釧路建設管理部 事業室長、用地管理室長 維持管理課長、治水課長 |
| 釧 路 市 | 市 長 | 総務部防災危機管理監 |
| 標 茶 町 | 町 長 | 総務課長 |
| 弟 子 屈 町 | 町 長 | 総務課長 |
| 釧 路 町 | 町 長 | 総務課長 |
| 鶴 居 村 | 村 長 | 総務課長 |

(オブザーバー)

| | | |
|----------------------------|---------|------------------|
| 釧路市消防本部 | 市 長 | 消防本部警防課長 |
| 北海道警察 釧路方面本部 | 本 部 長 | 警備課長 |
| 釧路東部消防組合 釧路消防署 | 署 長 | 副署長 |
| 釧路北部 消防事務組合 | 消 防 長 | 消防課長 |
| 陸上自衛隊 釧路駐屯地 第27普通科連隊 | 連 隊 長 | 防衛幹部 |
| 事 務 局 | 釧路開発建設部 | 治水課長 治水課流域計画官 |